

## 天理大学附属天理図書館所蔵「春日社行幸記」(弘安九年中臣祐春記)

藤原重雄

## 【解題】

請求番号「二八八・二二一イ」、「天理図書館稀書目録」和漢書之部三(一九六〇年)一六四頁、一〇八六。卷末部の図版が『日本の古記録』(天理ギャラリー第八十回展、一九八八年)八として掲載されている。

卷子一軸、本紙一四紙。法量、縦二九・五×横①四五・〇+②四四・八+③四五・〇+④四五・一+⑤四五・一+⑥四五・五+⑦四四・二+⑧四四・九+⑨四四・八+⑩四四・〇+⑪四四・八+⑫四四・五+⑬三・四+⑭三六・六(計五九八・七)センチメートル。

後補表紙外題「行幸記(弘安九年/墨付十四丁)(墨丸印)「祐倉」祐春」。表紙および本紙全一四紙の紙継目下方に同じ(墨丸印)「祐倉」を押す。本紙継目上方にも(墨丸印)「祐頼」を押すが、表紙と本紙第一紙の間に押されていたかは欠損のため不明。また巻頭に朱長方印「宝玲文庫」(フランク・ホーレー)あり。天理図書館印は昭和三十一年(一九五六)四月十日付。末尾に本文と同筆の識語「弘安九年(一二八六)三月廿七日 行幸大概注/記之、(差図在別紙) / 若宮神主正五位下中臣祐春(花押)」、および修補奥書「寛永廿年(一二二五)七月、虫弘之次、旧□之間、修覆之、/ 中臣祐榮」がある。木箱蓋ウハ書墨書「春日社司祐春行幸記 崇蘭館」、同裏に本紙奥書を墨書する。京都の医家福井

家の崇蘭館旧蔵と思しいが、蔵書目録等を確認できていない。

弘安九年三月二十七日の後宇多天皇春日社行幸に関する若宮神主中臣祐春(一二四五〜一三二四)の日記である。祐春は弘安五年に父祐賢の譲りを受けて若宮神主となり(この時が職相伝の確立となる)、長くその職にあった。日記が残るほか、和歌の方面でも知られる。本記は前欠で、二月中旬の記事から始まり、準備過程の記載と文書写を含み、当日の次第、事後処理などの五月十一日条に及ぶ。この年の祐春の日記は写本を含め伝存していないようであるが、日記はおおむね冊子本で、卷子本で一筆で記された本史料は、別記(清書本)であろう。歴代の行幸および御幸を年代順に掲げる『春日社』行幸記<sup>(3)</sup>の末尾には、「弘安九年<sup>(丙)</sup>三月<sup>(壬)</sup>廿七日<sup>(甲)</sup>行幸日記別巻<sup>(二)</sup>注進候、祐春今度正五位下<sup>(二)</sup>叙了、」とあり、本記はこの「別巻」に相当する。

記事の概要をたどつておくと、冒頭の二月十七日頃には、京都から社殿の御簾の実検に官使が下向して来るにあたり、その供給の配分などが文書を写して控えられる。十八日には官使が来て御簾の寸法を取り、その詳細を記した文書が写される。同晦日(三十日)には、京都の銅細工が来て御簾の金具を実検している。また社司交名の注進を命ぜられ、神主大中臣泰長が代表し、行幸に際して勸賞に預かるべき社司交名を提出している。控えられた交名には、一階を賜った後の位が注記される。三

月に入ると、十日に黒木屋・僧綱屋の造作が始まり、十八日に着到殿の修理、十九日に公卿屋、二十一日に供御所の片羽屋および社頭の橋、二十四日に藤の鳥居や御供所、二十五・六日に橋・鳥居の丹塗り、六道以東の掃除と、行幸を迎える施設の準備が進められている。社家の得分となる旧材の配分についての記載もある。十三日条には、神人らが賜る禄物について確認の申し出があり、祐春は旧例を書き与えており、神人側からの記録も控えられている。また社司・氏人の住宅を供奉者たちの宿所として興福寺・公文目代が点定したことに對し、十一日付けの神主書狀にて、行幸・御幸の折の慣行に従い、点定札を取り除くように申し入れ、同日に先例に任せるよう指示したとの回答を別当宗懐から得て、二十三日には社司等が寺家に列參し、また関白兼平に訴え出た長文の言上狀を寫し、二十五日付けで長者宣が下されて、札は取り除かれた。西辻子の周辺で点定があったといい、祐春宅は点定を受けていない。

行幸当日にあたる二十七日には、夜に入る頃に新調された御簾を懸け替え、神前に釣り下げられている灯籠の綱や帳絹も改めた。深夜に天皇が着到殿に到着し、関白は黒木屋に入った。神宝の校合、神前に供える作法が記され、行事所からの送文が転写されている。社前での儀が続き、社司等に一階を賜り、神人の禄が下される。翌二十八日は、黒木御所での宴があり、還御となる。これら朝廷側にとって中心的な行事については、次第程度で記述はあつさりしている。

同日には着到殿の板敷(行幸などに際して床板が張られる)を撤去し、二十九日には神宝を宝藏に納めている。その際に朽損神物・御簾物が撤下され、配分をめぐって氏人(大中臣氏・中臣氏の社家のうち社司として官に任ぜらる以前の者)の間で相論となっている。すなわち、本社(大宮)方の中臣氏の氏人は、若宮方の氏人に宝藏物・御簾物の配分があるのは問題であると訴訟を起こす。社司らは、御簾物については毎年の煤

払いでも配分があるのか不分明だが、宝藏物については神社全体にかか  
ることで先例もあり、若宮方として区別することはないとした。これに  
對して若宮方の氏人は、御簾物も参会しているからには配分を受けるべ  
きで、とくに氏人について若宮・大宮の区別などないと反論し、社司の  
判断には従うとした。そこで社司は、御簾物は配分せず、宝藏物は配分  
すると決定し、大中臣氏人と若宮氏人は探りを取ったが、訴えた大宮の  
中臣氏人は探りを取らずに退出してしまい、深更となったので社司だけ  
配分した。祐春は、今度も若宮神宝の調進を訴えたが実現しなかったた  
めその場には參らず、夜に神主・正預へ申し入れ、双方から事情の説明  
を得ている。翌日四月一日、社司と大宮氏人との問答が続き、若宮氏人  
のことについては妥協したが、文永の先例を持ち出して社司の取った鏡  
六面のうち二面を氏人への配分に戻すように要請し、社司からは拒絶さ  
れている。祐春は社司らへ、宝藏物は若宮神主・氏人も配分を受ける先  
例であり、奉納された若宮神宝も宝藏に納めているのであるから、配分  
の際に若宮方が除外されるのは不当であると伝えている。

臨時・仮設の屋舎の事後処理として、四月一日には公卿屋を、五日に  
は僧綱屋を壊っているが、黒木屋は三箇月間残すのが先例であるという。  
藤の鳥居や着到殿脇戸など古材の分配が記録され、御簾の金具に不調法  
があつたので、銅細工から誓文を取って再制作させている。そして五月  
十一日に黒木屋を壊却すること(三月十日より造営していたので丸二箇  
月間を超えてという勘定)で記事が終わる。

この弘安度行幸については、藤原兼仲『勸仲記』(『兼仲卿記』)に非  
常に詳細な記事がある。兼仲は五位藏人として行幸の奉行となり(正月  
五日条)、正月から三月の記事はあたかも春日行幸奉行記の様相を呈し  
ている。にもかかわらず、神宝送文が同一内容(文書の形態を天理本の  
方がよく残す)である他は、あまり内容面では重ならず、立場の違いに

よって記録に残される場面が大きく異なることが理解される。両者あいまって出来事が立体的に復元されよう。<sup>(6)</sup>この行幸もあり、同年十二月二十八日に遷宮の事始め、翌年六月八日に下遷宮、十二月十六日に正遷宮と、弘安度の造替が遂行されることになる。

なお、奥書に「差図在別紙」とあり、これに相当する指図の大正十三年（一九二四）の写しが、春日大社所蔵「弘安九年行幸御休幕図」「地図一」（『東京大学史料編纂所所報』三九、二〇〇四年、一〇二頁参照）で、嘉禎四年（暦仁元…一二三八）三月二十八日行幸御休幕図を写している。

翻刻にあたっては、おおむね通行の文字に改め、原本の行取りに従った。ただし行間の空きは追い込んである。左傍点は重ね書きのある文字である。春日社司・氏人については姓の傍注を省略した。

#### 【注】

(1) 以上、『東京大学史料編纂所報』三六（二〇〇一年）六七頁に調査を踏まえて簡単な書誌を記した。

(2) 永島福太郎校訂『春日社家記録』三（春日大社、一九七〇年。『増補続史料大成』覆刻）解題、また永島『春日社家日記』（高桐書院、一九四七年）。安田次郎「若宮神主家の成立」（『中世の興福寺と大和』山川出版社、二〇〇一年）も参照。

(3) 原本は千鳥家蔵で、史料編纂所影写本『春日社行幸歴代記』[301257]あり。影写本による限りだが、書き継ぎがあるようで、最終的には文永七年（一二七〇）の祐春による記事が記された後に、弘安九年の短文が追記されている。弘安九年の行幸では、祐春は代々の記録に追加する形ではなく、別巻で記録を残したことになる。またここに紹介する天理本と同じく、千鳥祐栄による正保四年（一六四七）七月の修補奥書がある。内容の全体像は、国立公文書館所蔵内閣文庫本大乘院文書の近世写本「古

二四・四四〇」の翻刻である石附敏幸「国立公文書館所蔵『春日社行幸記』」（『千葉大学人文研究』三九、二〇一〇年）を参照、坪内綾子「春日権現験記絵」にみる記録の説話化―巻一「金峯山御幸事」・巻二「寛治御幸事」を通して―（『日本女子大学紀要』文学部・六七、二〇一八年）にも言及がある。

(4) 春日社境内の橋については、細見啓三「春日大社の参道に架かる『橋』について」（春日顕彰会編『史跡春日大社境内地実態調査報告及び修整基本構想策定報告書』一九九〇年）がある。

(5) 藤原兼仲は「宿所出雲権守泰光館、寺家点定之、寺家送院飯、上下補飢」と記しており、寺家が点定した氏人の大中臣泰光の館を宿所とした。いったん点定は解除されたが、要請に応じる（ざるを得ない）社司・氏人もあったようである。

(6) 『勘仲記』三月二十五日条には「予於灯下注付次第於扇面、此間依無寸暇不注之故也」とある。京都大学総合博物館所蔵の壬生家伝来資料に楡扇二握があり、そのうちの一点は春日行幸次第を記している。治承二年（一一七八）高倉天皇の事例を下限とする先例注記を含み、文永七年ないし弘安九年の行幸で実際に用いられた可能性があると指摘されている。京都大学文学部博物館編『公家と儀式』（一九九一年）二五、藤原「和歌・次第を記した扇」（サントリ―美術館・山口県立美術館編『扇の国、日本』二〇一八年）参照。

【付記】所蔵館には種々高配を賜わった。記して謝意を表す。天理大学附属天理図書館本翻刻第一四〇五号。筆耕の電子入力・校正には土山祐之氏・太田克也氏のご助力を得た。JPSK研究費基盤研究(A)18H0353「日本中近世寺社（記録）論の構築」（研究代表者・遠藤基郎）の成果の一部である。

【翻刻】

「行幸記弘安九年 墨付十四丁（墨丸印）

「祐春」（後補表紙外題）

〔前欠〕

已上支配如此、

給（祐卷）二、若宮神主 新（經茂）權神主 神宮預等（祐親）ハ不相綺也、

〇〇〇〇 官使參、淨衣、着到殿損色取之畢、但社司不及

参向云々、神主泰長ハ、為巳日御祓雖令参社、着到殿ハ、不及

向云々、其次二御簾寸法可奉〇〇之由雖申、官使裝束淨衣

不可然之由、神主申問、官婦洛了、

一、正預廻文、

〇〇〇〇 御簾色目注進官使〇〇向候、且 官旨并支配状

如（為）此候、忝可有御沙汰候歟、恐々謹言、

二月十七日 執行正預祐家

謹上 權官御中

追申、若宮神主殿同可有御存知候、謹言、

〔左弁〕 官下 大和国并春日社

使右史生紀光久 従参人

使部式人 従各々壹人

右、権大納言藤原朝臣信嗣宣、為令勘注彼社神殿并若宮御簾色目寸法差件等人發遣如件、国・社宜承知、使者経

問、依例供給、官符追下、

弘安九年二月十日

大史小槻宿祿在判

〔符号ノ意ニヨリ行頭ハ移ス〕

中弁藤原朝臣在判

〔後定〕

御簾色目寸法被官使供給生料事 一度分

史生一人・従三人一斗八舁、使部二人・従各一人生料一斗、

合二斗八舁 薪二束 秣二束 芻二束半

〔神〕 官沙汰分支配次第

權神主米五舁

井関預米四舁 薪一束

新權預米三舁 芻九把

新預米一舁、秣一束

若宮神主米四舁、薪一束

主殿預米五舁

八条預米三舁、芻九把

次預米二舁、秣一束

〔第1紙〕

私記

是ハ、若宮御簾相交之間、愚身も致其沙汰也、

一、〔官〕 使愚分供給請取案文

請取米肆舁并薪壹束事

〔右〕 供給内、且可請取如件、

弘安九年二月十八日 在判

一、同十八日、官使參、御簾寸法取之了、

大社先官使參、右〔見〕生光久、使部一人、淨衣、以神殿守守久為

代官、欲令取之処、官使申云、社司可有御參候云々、仍神主代官

氏人重泰狩衣、参取之了、

〇〇〇〇 若宮祐春衣冠、着例座、三〔門〕座、官使北脇、一〔門〕座、注進了、片文

即官使光久二令書之、取之了、

春日社若宮御簾色目寸法事

御簾一枚高五尺九寸二分 弘五尺八寸二分

縁七筋立縁五筋、横縁二筋、上

帽額一帖弘一尺二寸 同唐錦

赤地唐錦文連唐草

緋組懸緒三筋 長各三尺

金銅金物

立縁五筋分

丸文十五枚 長各三寸五分、弘各一寸八分 半文四十枚 長各三寸五分、弘各一寸五分

横縁二筋

丸文六枚 長、弘立縁同之 半文十六枚 長、弘立縁同之

角駄金物四枚 方長五寸八分、一方長五寸三分

鈎二枚 在丸緒總志部、 栗形二枚

帽額金物

□文二枚 高各九寸九分、弘各一尺一寸五分、

蝶六枚 身長各五寸三分、自頭至尾崎、弘各九寸八分、至兩方羽崎、

右為片文注進候、

二月十八日 弘安九 官使光久於若宮御前書也、於本者自筆也

一、正預代廻文 折紙

□等明且出立之供給等、自今夕相構之、可送給之由令

申候、同者念可有御沙汰候歟、兼又今朝之雜事等少々

御無沙汰之由同申候、何御方御事候哉、早々可有御下行候也、

二月十八日 祐永

人々御中

一、□九日朝官使出立供給愚分如前 米四升、薪一束也、送之了、

此□使供給事、十七日落付兩惣官沙汰、二斗八升、薪二束、秣二束、麩二束半、

十八日朝、権官并愚分、如落付 同夕又兩惣官、同前

十九日朝出立、又権官并愚分、同前

一、同晦日、京都ノ銅細工入道法師、墨染直垂、 参大社、神主ニ申賜天一 一御殿

御棚ヲ退天 参登御橋上、御簾ノ本様実檢云々、此条非例也、其後九

□若宮以神人相賜云、如大社可取云々、祐春返答云、御殿

(第2紙)

へ参登事無先例、鳥居辺ニテ可奉見之由申間、不及参入、但折節社権預能春為御供役参ニ、寸法ヲ可取給之由、彼細工申之間、取天賜之了云々、(擦消跡アリ)

社司可進交名

来月廿七日可有 行幸当社可預賞祿社司交名等、

任何可令注進給之由、所被仰下也、仍執達如件、

二月十五日

進上 春日神主殿

泰長請文

来月廿七日 行幸当社之時、可預賞祿社司交名、任

例注進候、以此旨可令披露給候、恐々謹言、

二月十六日

注進 行幸時可預賞祿社司交名事

神主從五位下大中臣朝臣泰長 私付 今從五位上、

正預從四位下大中臣連祐家 今從四位上、

權神主從五位下大中臣朝臣彦繼 今從五位上、

權預從五位上中臣連延秀 今正五位下、

權神主從五位下大中臣朝臣経茂 今從五位上、

權預從五位上中臣連祐秀 今正五位下、

權預從五位下中臣連祐良 今從五位上、

神宮預從五位下中臣連祐親 同、

權預從五位下中臣連能道 同、

次預從五位下中臣連祐貞 同、

新預從五位下中臣連能春 同、

若宮神主從五位上中臣連祐春 今正五位下、

右注進如件、

(第3紙)

弘安九年二月 日

一、三月十日、黒木屋立始之、

同日、僧綱屋木作同始之、

已上西屋寺家御沙汰也、寺番匠也、于時寺家、監院置修理目代少納言法橋憲玄

一、同十三日、以神殿守春用、神人等不審申云、行幸之時神人等賜祿物

先規注給候乎云々、仍旧例注遺案文、

行幸時神人祿事

一、永長二年三月廿八日 行幸、神殿守十二人絹十二疋給、連神人中

布八十段下給、

一、天永二年二月十一日 行幸、神殿守并連神人等祿如例、

一、保安二年十月廿八日 行幸、神人等祿物如例、

一、大治三年四月廿七日 行幸、神殿守并神人等祿如例、

已上、

此時神人守国出日記案

嘉禎四年三月廿八日、四条院キヤウカウニハ、ヒキス百名給、

寛元四年正月十七日、(後嵯峨)サカノホウワウノキヤウカウニハ、御神楽ノテ社司神人

口クヲ給、

建長七年十月十九日、(後深草)本院キヤウカウニハ、神人コシサシ百二十タム、

神殿守加分キヌノ代、カミヲタフヲキラウテ給ス、

一、社司・氏人住宅不可点定事

神主状進寺家

行幸・御幸之時、於社司・氏人住屋者、依奉祝神木候、以神館之

号、前々不及点定御沙汰之処、今度公文御目代押点

定札候、任例可取退之由、可有御下知敷之旨、社司・氏人一同令申

候、以此旨可有御披露候、恐々謹言、

三月十一日

神主泰長

謹上 少輔五師御房

寺家御返事三藏院宗懐

社司・氏人等列訴申入候了、可任先例之由、可被下知旨候也、

公文目代・中綱等先例定御存知候敷、尤不審之由候也、恐々謹言、

三月十一日

先日西辻子辺ニ点定札雖押之、自本祐春之屋ニハ不押之

也、自余社司許ニ押之敷、仍訴訟申也、仍被免了、長者宣等在奥、

一、十八日、着倒殿修理始之、

一、十九日、公卿屋被立之、着倒殿西、藤鳥居南也、五間屋也、子午屋、薄檜皮、

一、同日、着倒殿北面落庇差之、

一、廿日、供御所藤鳥居已東、南裏、八間ノ片葉屋、

一、同日、着到殿殖松料松寄之、

一、同日、大社鳥居在前橋并楼門前橋敷替之、新造也、旧橋二之

内、一ハ大略朽損、一ハよき様也、仍二ヲ寄合天無甲乙、両惣官

支配云々、

一、廿二日、黒木屋ノ植松寄之、

一、廿三日、寺家社司等烈參、其故者、背先例社司氏人住屋ヲ

被点定之間、可被停止之由申之、而猶無分明之落居之間、以連暑社

拜申入(藤原兼平)殿下也、

春日御社司等謹拜 申請 長者殿下政所裁事

謹殊蒙 恩裁、依神木御坐寄、任代々 行幸先例、被停止社司・

氏人住屋点定沙汰子細

右、謹考先規、於社司・氏人等住屋者、且為遁甲乙人非分入来、且為

■募神威之嚴重、依奉祝置神木号神館、則寄事於左右乱入

狼藉之事出来之時、被行如御祓之咎者、古今之流例、承前之恒規

也、是被重神威之故也、而今度被称公人之説、打公文目代点定

札社司・氏人住屋之間、此条非先例為新儀、早可取退之由可致  
下知之旨、或猷一社一同之狀、或企社司列參、雖申寺家、有為答之  
費、未承落居之美、縉之次第殊所歎存也、社家一同之沙汰、何況  
乱先例可構矯飭哉、而被用公人新儀之說、被成疑貽之条、所失  
惣別之面目也、就中粗勘傍例之處、至于西院家御領内甲乙  
人家并被管下部職掌等住宅、以權威之号不及点定之

沙汰云々、爰於社司・氏人等之住屋、准凡早平民之家侘匪啻  
欲新儀一旦之沙汰、神奴衰微之愁訴、可為社家永代之大瑕者哉、  
凡当社 行幸者、朝家御帰敬大礼、神威倍增之御敬信也、若以新  
儀今度、云社司云氏人抱愁訴者、冥之照鑑、其奈何況南都  
大小家數百字之内、依被除社司・氏人等住屋少々、敢不可為供奉人  
宿所之闕如、何況於先例哉、所仰 明察也、只以公人結構之凶害、  
掠申寺家之故、及此沙汰者也、望請 恩裁、且任申請旨被取退  
件札、可被休一社之鬱訴之由、被成下 長者宣、於寺家者殊證(第6紙)  
有道之善政、倍奉祈 勅願之無為矣、仍不附愁訴勒事狀、謹  
言上如件、以拜、

弘安九年三月 日

大中臣狀も同前也、

新預從五位下中臣連能春  
次預從五位下中臣連祐貞  
權預從五位下中臣連能道  
神宮預從五位下中臣連祐親  
權預從五位下中臣連祐良  
權預從五位上中臣連祐秀  
權預從五位上中臣連延秀  
執行正預從四位下中臣連祐家  
(二行分アキ)  
若宮神主從五位上中臣連祐春

一、社司私宅事、被停止新儀 長者宣、  
春日社司氏人私宅 行幸料被点定事、神主泰長・正預祐家  
申狀副各社解、如此、子細見狀候歟、可依先例哉、可令尋沙汰給之由  
長者宣所候也、仍上啓如件、  
三月廿五日 左少弁雅藤(藤原)

謹上 別当僧正御房

仍社司・氏人私宅等ノ札、以中綱被取退之了、

一、廿四日、黒木屋ノ餽飭屋立之、

一、同日、藤鳥居立之、去比欲立之處、柱本削損、細成之間取替、仍于今  
令遲者也

一、同日、藤鳥居ヨリ東北面ニツイチニソヘテ三間御供所立之、

一、同日、御前橋ノ金物打之、

一、廿五日、御間ノ橋并榎本橋・藤鳥居、此等ニヌリ畢、

一、廿六日、御前橋并樓門前橋ニ朱塗了、

一、(六)道已東掃除、社司等沙汰也、但若宮神主并神宮預・社權神上等、  
不相納也、

已上、兼日沙汰分、

一、廿七日日甲酉剋先被奉送御簾大社奉懸之、懸緒、而惣官沙汰云々、  
アミ糸同五色彩色之、  
色取之

違例也、但丁寧沙汰也、  
定可為例歟、

一、役人座二人次預祐貞、  
新預能春、每殿自前同時燈爐ノ綱同取替之、同上ノ御沙汰、

燈爐帳替之、於同沙汰、  
綱ヲ被下、次持參若宮之御簾、官人淨衣也、  
同以綠青色取之、  
アミイト■五色也、

入長櫃之蓋差延敷之、長櫃ノ身無之間、非例之由申、仍同廿八日、長櫃之身之代錢  
一連進之、蓋并差延、自本持領之、此時官使不及供給也、

若宮御簾奉懸役人如大社、兩人權官祐貞、  
能春、等也、祐春ハ祇候、束帶  
也、

氏人祐世・祐臣御簾雜物等同一人役人下之、但向後、雜々物、兼可  
下歟、經時剋故也、

六面ノ御鏡ヲ奉下次第

先下之北、次下之中、次下南、次上之北、次中、次南、

奉懸次第

先上之南、次上之中、次上之北、次下南、次中、次北、但前々、雖無次第、今度如此

彼御鏡懸緒事、御簾ノ懸緒ヲ輪之処、太之間、少々ハ彼緒、少々ハ先紙捻ニテ先奉懸天、後日ニ取替了、鈴ニ懸了之、懸之、其も後日

一、燈爐帳絹三尺許、同若宮も奉送之、

燈爐綱同被取替之、彼綱自正預許可給之由雖令申、歲暮御邊御調進之時ハ御邊御拝領、公家御沙汰之時若宮神主賜之事、承前例候、如何、兩三度問答、終句正預申云、さ候ハ、歲暮ニハ可給候云々、祐春返答、其ハ本自不可有字細云々、仍予給之了、

一、同日、亥剋、著御著倒殿、殿下黒木屋ニ入御、自藤島居入御、自南階入御、

次榎本前ニ昇居神宝事如例、次上卿以下参舞殿、門入、

則御神宝庭中ニ昇並天、可請取神宝之旨、被相触社家之時、神主進参、

其後楼門前ニ如例昇並、官人、次渡送文於社家之、

社司楼門下ニ列立、新権神主経茂送文ヲ読天、次第二神宝神

服等校合、其後如本高机ニ備天、社司御前へ昇参、神主奉長、一新権神主経茂、

二正預祐家、一、權神主彦繼、三權預祐良、四、權預延秀、御釵宮權預能道、

御弓等筥同祐貞、猶殘筥同祐貞、末座二人ハ度々重送、

一、送文

行春日社行幸事所

奉送 神宝神服等事

一、神宝

金銀御幣十六枚各八枚、

納筥四合平文、白錫置口、唐錦折立、

平文串十六本

八花崎鏡四面

納筥四合平文、白錫置口、唐錦折立、

錦蓋四流在黒漆台、

御弓三張

納朱漆辛櫃三合、在錦袋両面覆、台・初等、

箭十二隻

御鉾三本

飭釵三腰

納朱漆辛櫃三合、在錦袋両面覆、台・初等、

平緒三条

玉佩三流

納筥三合、平文、白錫置口、唐錦折立、

麻笥一口平文、白錫置口、唐錦折立、

線柱一本平文、金銅円座、

御衣筥四合平文、白錫置口、唐錦折立、

高机四脚平文、面唐錦、

中持辛櫃四合金銅金物・鍍鍍・台・初等、

一、神服

〔俗力〕  
御衾三具、

御袍三領 半比三領

下襲三領 御粕三領

单衣三領 表袴三腰

大口三腰 御帶三帖

御襪三足 入帷三帖

平裏三帖 草鞋三足

御扇三本

已上納筥三合、

女衾一具

御唐衣一領 裾礼比礼クシケイヒレ

御掛一領 单衣一領〔帯〕

摺御裳一腰 合袴一腰

水禪一帖 入帷一帖

(第8紙)

(第9紙)



小口御袴一腰 御扇一本

平裏一帖

已上納宮一合、

右奉送如件、

弘安九年三月廿七日

左官掌原有繼中

左史生中原尚宗

左大史安倍盛廣

次庭中座上卿室町大納言信嗣令奉宣命誦畢之後、召神主

泰長賜之、於鳥居下奉誦上、〔備進役末座、權官一人也〕則彼座〔備進役末座、權官一人也〕金銀御幣

申祝、〔備進役末座、權官二人也〕次水垣ノ西端ニテ申帰祝、次舞人馬〔七人〕廻之、

次歌、次東舞、次カタヌキ、次御神樂、〔舞人并加倍從、萬歳樂、長保樂、賀〕次乱声、次舞樂、

社司勸賞廿八日辰廻也、

次召神主於舞殿賜一階、二拜、次正預同賜一階、一拜、次權官等一度ニ可參

〔自カ〕弁殿被仰之間、彦繼・延秀・経茂・祐秀・祐良・祐親・能道・祐貞・

能春等〔皆束帶、各拜〕、烈參、各賜一階、各拜、次祐春參〔天賜一階、一拜〕、

次上卿・弁・外記等退出、祿物ハ、以公人一度ニ奉送、以神人請取

□面々支配、〔三尺許ナル国絹、依麩品申子細云々、二幅ニトテ合、〕祐春分若宮神人取之了、

一、神殿守并神人祿物同奉送、〔麻布一百段、〕

次廿八日、巳刻、黒木御所ニ公卿以下出仕、次殿下出御、盃在之、

〔童舞、常式、次餽飴、次寺家〔權僧正、宗懷、〕、權別当〔法印、尊清、〕、被參黒木屋、

寺家ハ、為勸賞任正僧正、權別当ハ、追可被仰云々、三綱公文寺〔主〕、

順寛任法橋了、其後自黒木屋 殿下以下公卿御〔〕

〔殿下ノ御查役、殿下ノ御孫子也、〔藤原冬主、〕殿三位中将殿、〕

次内裏ニテ庭座ニ公卿烈着、以北为上、次カタヌキ、次歌、

〔第10紙〕

所作人々、和琴〔大炊御門大納言、〕笛〔元山、大花院中納言、〕篳篥〔兼行、〕

拍子歌、洞院中納言

次餽飴、次公卿祿、〔殿下ノ御祿ハ頭治部卿取之、則殿ノ御隨身ニ賜也、以下、直取給之、〕

次〔祿〕烈庭給、次御興奉寄之、御簾役、〔藤原兼教、近衛三位中将殿、〕

御尻役、〔殿下、〕次未廻、還御、殿下御車也、

一、著倒殿ノ板敷等、同日皆退取之了、

一、廿九日、開御宝藏奉納御神宝、役人正預祐家、役送

權官、〔祐貞、能春、〕其次ニ朽損神物等并御簾物等取

出天、社司・氏人配分、〔配分注文、在別紙、〕而中臣氏人等相触社司等中僱、

若宮祇候氏人ニ被充之条、何様可候哉、可有御評定候哉〔云々、〕

而社司等云、御簾物事ハ、毎年御ス、拂〔二毛、〕充事

不分明候歟、御藏物事ハ、惣事候、其上先例之上者、何若宮

祇候トテ、不可有差別候哉〔云々、〕爰社世申云、此条も存外

事候、御簾物も参会候なんニ〔托、〕依何事不可充候哉、就中

於氏人者、若宮・大宮各別之儀未承及候、不便事候、但社司御

評定之趣、一身不可有偏執之由令申之処、所詮社司儀ニテ

御簾物ハ不奉充□ラ、宝藏物ヲハ、任何可奉充之由治定

了、仍既〔大中臣氏人并若宮氏人、〕探取之、残探ヲ訴訟之氏人等ニ欲令取之処、不取シテ

退出了、仍今夜及深更之間、社司〔各鏡、〕取畢、并神服配分〔二分、三四分權官配分之、〕退出了、祐春ハ、聊故障ノ上、今度も若宮神宝〔念、〕

事雖申沙汰、不被進之間、無會之間不參也、氏人等ハ、祐世・祐長・

祐遠・祐秋等參了、

件夜、兩惣官許ハ、祐春申送云、今日事、氏人等過分訴訟

存外事、自社司御評定之趣ヲ背候歟、大方ハ、御簾物ト

テモ、不可有各別候、然而社司御計ニ随之上者、此ノ氏人沙汰

次第公平候、而猶自余氏人過分沙汰之上者、無左右付一方申狀、

〔第11紙〕

不可有御配分候、尤可有其沙汰候、正預返事云、於御簾物者、更其例不分明候也、粗沙汰候、仍於宝藏物者、尤可奉充由社司評定切了、而猶氏人等申子細候て退出了、此上ハ明日などや評定候はんすらん、委細定神宮預殿被申候歟云々、神主返事同前、

一、四月一日、又此事評定、社司与氏人等度々問答之間、終句正預申云、於御簾物事者、雖被存子細、若宮氏人可隨社司評定之由被申候、尤神妙候、而惣御藏物事、尚各被申子細事存外候、さ様ニ候へハ、トテモ前途時など一切ニ各別ノ由ニモ不可成候、物ヲ進之不可然事候、所詮可承分明御返事之由申之、○其返事ニ、

さ候ハ、若宮氏人事ハ可為平配候、次ニハ文永ニハ社司鏡四返令取給云々、而今度六反、仍残少々、今ニ反被返候テ、氏人令配分候ハ、やと云々、社司等申云、此条又めつらしき訴訟歟、旁不可然、其上ハ不□取無力トテ退散了、氏人濫訴比興々々、

一、今日評定之次ニ、以神宮預事付テ、社司中へ祐春披露云、宝藏ヲ若宮神主并祇候氏人等相充候事、且承前之例也、亡父社務之時、弘長遷宮之時も顯然事候、且又或御幸、或御參宮之時、其外臨時若宮神宝一切不納他所、即同御宝藏ニ被納事候、而配分之時当職依何事可

除候哉、云道理云先例勿論候、然者昨日も可參之処、故障事候テ不參候、而參会氏人猶以及訴訟候、存外事候、無左右於不令落居者、不可有御配分候、難治次第云々、雖少事候尤仰 上裁事候也云々、

- 一、今日、一日、公卿屋壞却、
- 一、同五日、僧綱屋壞却、
- 一、黒木屋、三箇月可置、是則先例也、殿上廊并庇等ハ先壞取

(第12紙)

哉之由、修理所少納言法橋憲玄、雖相尋、不令存知之由返答了、則其例非分明之間、且壞事無之、五月十一日皆悉ニ壞却之、板敷ハ先立テ放取之云々、

今度藤鳥居新造、旧藤鳥居支配次第、神主分、柱一本・笠木一支笠木之上、雨覆作ツ、ク、拝領之、正預分、柱一本・貫木一支・嶋木一拝領之、

一、著到殿東ノ脇戸一枚修理之、二ニ破テ兩惣官支配之、藤鳥居かいかた四本替之内、善悪在之、仍取破テ平配、兩惣官拝領之、

一、今度行幸、○御簾之内、二・三・四殿金物不法、仍妨之間、細工出請文了、神殿

春日社神殿御簾金物不法事、来月十五日以前致齋礼沙汰、可奉取替候、若有懈怠者、可被罪科之状、謹可請如件、

弘安九年三月廿四日戊戌 銅細工正行在判 (第13紙)

一、五月十一日、黒木屋殿上廊并中門廊 壞却之了、成三箇月故也、板敷等ハ先立退之云々

弘安九年三月廿七日 行幸記大概注 記之、差図在別紙

若宮神主正五位下中臣祐春 (花押)

〔寛永廿年七月日、虫掃之次、旧□之間、修覆之、(後筆) 中臣祐榮〕

(第14紙)